

子宮頸がん・乳がん・大腸がん検診

無料クーポン券の利用はお早めに

昨年4月20日現在、市内在住で国が定めた年齢・性別の方表1・2参照を対

表1(子宮頸がん・乳がんは女性、大腸がんは男性・女性が対象)

年齢※	生年月日
子宮頸がん	20歳 平成6年4月2日～7年4月1日
乳がん	40歳 昭和49年4月2日～50年4月1日
大腸がん	40歳 昭和49年4月2日～50年4月1日
	45歳 昭和44年4月2日～45年4月1日
	50歳 昭和39年4月2日～40年4月1日
	55歳 昭和34年4月2日～35年4月1日
	60歳 昭和29年4月2日～30年4月1日

表2(平成22～26年度に市が実施するがん検診を一度も受診していない女性が対象)

年齢※	生年月日
子宮頸がん	25歳 平成元年4月2日～2年4月1日
乳がん	30歳 昭和59年4月2日～60年4月1日
	35歳 昭和54年4月2日～55年4月1日
	40歳 昭和49年4月2日～50年4月1日
	45歳 昭和44年4月2日～45年4月1日
	50歳 昭和39年4月2日～40年4月1日
55歳 昭和34年4月2日～35年4月1日	
60歳 昭和29年4月2日～30年4月1日	

※平成26年4月2日～27年4月1日に到達した年齢

別の方表1・2参照を対し、自己負担金を支払って市が実施するがん検診を受ければ、費用を請求できます。詳しくは無料クーポン券と一体になった案内が、市ホームページ(アドレスは1ページ参照)をご覧ください。健康チェックのため、ぜひ受診しましょう。問

乳がん・大腸がん検診の無料クーポン券などを昨年6月に送付しました。無料クーポン券の有効期限は3月31日ですので早めに利用してください。

なお、昨年4月1日以降に無料クーポン券を利用された方は、市に届けてください。

合せ健康医療推進課 ☎222-99336 FAX228-7943

付き合いのない業者との住宅リフォーム契約は慎重に

「近所で工事をしているA社に声を掛けられ、住宅リフォームを契約した。下請け業者のBが工事に来て、順調に進むと思ったので、A社に全額支払ったが、途中で工事が止まった。Bは、『代金をもらっていないしA社と連絡が取れなくなったので、これ以上工事を進められない』と言った。どうしてか

消費生活

「近所で工事をしているA社に声を掛けられ、住宅リフォームを契約した。下請け業者のBが工事に来て、順調に進むと思ったので、A社に全額支払ったが、途中で工事が止まった。Bは、『代金をもらっていないしA社と連絡が取れなくなったので、これ以上工事を進められない』と言った。どうしてか

るのかとA社に連絡してみたが、連絡が取れないという相談がありました。A社の責任者の携帯電話に何度電話しても応答がなく、住所にあった会社は既に引き取られて、家主も現住所が分からないようです。特定商取引の書面不備(住所の不表記記載)や詐欺の可能性があり、警察にも相談するよう助言されました。

リフォーム工事などの請負契約は、一般には最初に手付金や前金払い、工事の進捗に合わせて中間金などを払っていきます。工事完成の確認後に残金を払



「訪問販売を断るために」

市では、望まない訪問販売を断るために「訪問販売お断りシール」(図)を作成し、玄関などに貼って活用いただけるよう、市役所市政情報センター、区役所市政情報センター、消費生活センターで配布しています。ぜひご利用ください。

問合せ 消費生活センター ☎221-7146 FAX21-7996

「消費者力向上講座」

いずれも午後3～4時30分

「消費者力向上講座」

いずれも午後3～4時30分

「堺市がん患者会」

いずれも無料 直接会場へ

▽バレンタインコンサート 出演は音登。2月13日(土)、午後2～3時、大阪労災病院北区長曾根町1179-13リハビリ訓練室で。

▽地域がんサロン 婦人科系がん患者同士の交流会。2月22日(月) 午後2～3時、東保健センター大会議室で。

問合せ 健康医療推進課 ☎222-99336 FAX228-7943

今月の相談

無料。祝休日は休み。 ※は電話相談もできます。

消費生活相談(商品・サービスの契約トラブルなど消費生活に関する相談)	月～金曜日: 9:00～17:00	消費生活センター ☎221-7146 FAX21-7996
NPO相談(市民活動に関する情報提供や相談、NPO法人設立に関する相談など)	月～金曜日: 9:00～19:00 土・日曜日: 10:00～17:00	市民活動センター ☎228-8348 FAX228-8352
助産師による不妊症・不育症相談	25日 13:00～16:00	区立 22日(先着3組、1組45分) 保健センター(10ページ参照)へ。
育児相談(乳幼児のしつけ、健康、成長発達など)	月～金曜日: 9:00～17:30 月～金曜日: 10:00～15:00	地域子育て支援センター ☎228-7023 FAX222-4801 認定こども園 保育所(園) ☎287-8612 FAX286-6500 東 ☎271-1949 FAX343-5025 西 ☎251-1512 FAX258-6883 南 ☎363-4151 FAX341-0611
子育て・発達相談(子どもの成長や発達の悩みなど)	月～金曜日: 10:00～17:00	堺市つどい・交流のひろば ☎238-2050
4・5歳児発達相談(成長や発達についてなど)	8・18・22・26・29日 3/3 午前: 15日、3/7 午後: ☎228-7331 FAX228-8341	子ども家庭課
ひとり親家庭の親や養育者のための相談	※生活一般 月～金曜日: 9:00～12:00 ※就労 13:00～16:30 法律 18日 14:00～16:30 養育費 木曜日 (1人1時間)	母子家庭等就業・自立支援センター ☎224-7766 FAX223-7902 法律と養育費は前日までに要予約。
発達障害相談(自閉症・アスペルガー症候群など)	月～金曜日: 9:00～17:30	発達障害者支援センター ☎275-8506 FAX275-8507
※里親相談	月～金曜日: 9:00～17:30	子ども相談所 ☎245-9197 FAX241-0088
※ひきこもり・不登校・ニート・非行などの相談、就労サポート相談	月～金曜日: 9:00～17:30	ユースサポートセンター ☎229-3900 FAX229-0099
子ども電話教育相談「こころホーン」(子どもの教育やしつけに関する悩みなど)	毎日24時間受付 ☎270-5561	区立 教育センター ☎270-8120 FAX270-8130
※ひきこもり電話相談(ひきこもりの本人18歳以上や家族の悩みなど)	月～金曜日: 10:00～12:00	こころの健康センター ☎241-0880 FAX241-0005
※女性センター相談(女性相談を主に、人権に関する相談。男性も可)	火～日曜日: 9:00～17:00 (11日を除く)	女性センター相談専用ダイヤル ☎224-8888
※フェミニストカウンセラーによる女性の悩みの相談(要予約)	火曜日 10:00～13:00、14:00～16:00 水曜日 5:15～7:00	男女共同参画交流の広場 ☎236-8266 FAX236-8277
※男性カウンセラーによる男性の悩みの相談(要予約)	4・18日 18:00～21:00 電話相談予約受付火～土曜日 10:00～21:00 専用ダイヤル ☎237-3400	予約受付火～土曜日 10:00～16:30
※DV電話相談(配偶者からの暴力に関する相談など)	月～金曜日(祝休日を除く) 9:00～17:30 上記以外の時間	配偶者暴力相談支援センター専用ダイヤル ☎228-3943 夜間・休日DV電話相談専用ダイヤル ☎260-2626
※こころの電話相談(こころの病や医療機関案内など)	月～金曜日: 9:00～12:30 13:30～17:00	こころの健康センター ☎243-5500 FAX241-0005
※自死遺族相談(大切な人を自殺で亡くした遺族の方を対象とした相談。要予約)	月～金曜日: 9:00～17:30	こころの健康センター ☎245-9192 FAX241-0005
※堺市社会福祉協議会の相談	ボランティア活動 高齢者・障害者の在宅生活	堺区事務所 ☎226-2987 北区事務所 ☎270-4066 東区事務所 ☎287-0004 西区事務所 ☎275-0255
※経営相談(市内中小企業者に)	経営一般 月～金曜日: 9:00～17:30 創業 火・水曜日: 13:00～16:00 税務・経理・事業承継 月～金曜日: 13:00～16:00 法律 10・17日 13:00～16:00 労務管理 10・24日 13:00～16:00	南区事務所 ☎295-8250 北区事務所 ☎258-4700 美原区事務所 ☎369-2040 権利擁護支援係 ☎232-7771 福祉資金係 ☎222-7666

法律相談などは区広報紙2ページ「区役所の相談」に掲載

※人権ふれあいセンターの相談	総合生活相談 火～土曜日: 9:00～17:00 弁護士相談 9:27日、3・8・13:00～15:00(1人30分)	総合生活相談窓口(3階) ☎245-2530 FAX245-2535 弁護士相談は2週間前から要予約(先着各4人)
※犯罪被害者等支援総合相談(支援制度の案内や関係機関・団体に関する情報提供)	月～金曜日: 9:00～17:30	市民協働課 ☎228-7405 FAX228-0371
※外国人のための生活相談: 日本語・英語	月～水曜日: ①9:00～12:00 ②13:00～16:00	国際交流プラザ ☎228-7499 FAX340-1091
<その他の言語> トリフォンの3者通話使用。月曜日=中国語②、ポルトガル語②、スペイン語②。火曜日=韓国、朝鮮語①。水曜日=中国語②。金曜日=ポルトガル語①、中国語②、スペイン語②。		
行政書士による帰化・入管相談(在留資格申請や変更、永住許可申請、国際結婚など)	17日(3組) 14:00～17:00	<要予約>通訳が必要な方は10日前までに。区立国際交流プラザ ☎228-7499 FAX340-1091
中国帰国者の相談室(生活上の悩みや言葉の問題など)	月曜日 生活支援管理課 火曜日 新金岡市民センター1階 木曜日 南区役所企画総務課 金曜日 泉ヶ丘市民センター1階	区立生活支援管理課 ☎228-7853
分譲マンション等住宅専門家相談(市内在住の方などが対象)	24日(マンション管理士による管理相談、25日(弁護士による法律相談)、13:30～16:15	区立 2～19日(先着各3組、初回相談者優先)、住宅まつり課 ☎228-8215 FAX228-8034
労働相談(解雇、賃金未払いに関するトラブルなど)	※月～金曜日: 9:00～17:30 ※水・金曜日: 13:15～20:00	雇用推進課 ☎228-7404 FAX228-8816 サンスクエア堺 ☎222-3661 FAX222-8522
※健康相談	4日 17:00～19:00	サンスクエア堺
就労相談(求人情報の提供、就職活動のサポート、職業適性診断など)	月～金曜日: 9:00～17:15 区役所でも就労相談を行っています(区役所の相談を参照)。	堺市就労支援協会 ☎244-3711 FAX244-3771 雇用推進課 ☎228-7404 FAX228-8816
さかいJOBステーション 就労相談	①個別相談 月～金曜日: 10:00～19:00 ②女性の再就職相談(キャリアカウンセリングなど) 9:00～17:00 ③ワンポイントアドバイス 27日 10:00～18:00 ④ハローワークコーナー(職業紹介) 月～金曜日: 10:00～19:00 ⑤福祉のおしごと相談 18日 13:00～16:00	さかいJOBステーション ☎238-4600 さかいJOBステーション南サテライト ☎228-8816 さかいJOBステーション ☎228-8816
※健康相談	4日 17:00～19:00	サンスクエア堺
※経営相談(市内中小企業者に)	経営一般 月～金曜日: 9:00～17:30 創業 火・水曜日: 13:00～16:00 税務・経理・事業承継 月～金曜日: 13:00～16:00 法律 10・17日 13:00～16:00 労務管理 10・24日 13:00～16:00	堺市就労支援協会 ☎244-3711 FAX244-3771 雇用推進課 ☎228-7404 FAX228-8816

◎は要予約。予約は相談場所へ。堺市議会事務局(本所) ☎258-5581 FAX258-5580、堺市議会事務局(美原支所) ☎362-0011 FAX361-2321。区立商業流通課 ☎228-8814 FAX228-8816